

# かみね 議会だより 201号

令和4年  
第1回定例会(3月)

P4~5 こんなことが決まりました

P5 議案賛否表

P15~23 そこが聞きたい(一般質問)

## 鎮西山城跡発掘調査現場

鎮西山の頂上とその周辺には、敵の進入を防ぐためにつくられた土塁や堀などの跡が残っており、以前から、戦国時代の山城があったことは分かっていたが、当時の記録がないため、この山城をいっただれがつくったのかはわかっていません。発掘調査では、主郭と主郭の北側で堀や土塁の跡、副郭、掘立柱建物の柱の跡や、柵の跡等が発見されています。



令和4年第1回臨時会を、1月14日に開催しました。

令和4年第1回定例会を、3月4日から3月18日までの15日間の会期で開催しました。予算は特別委員会を構成し審議を行いました。

## 地域ブランディング事業業務委託料

4億916万6千円



アニメ「鎮西八郎為朝」

ウェブ動画、源為朝を活用したPR事業、地域資源をブラッシュアップし、上峰町の魅力を町内外に発信する事業。

## 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

1,006万円

仕事と育児の両立やひとり親家庭等の支援等、子育て中の多様なニーズに対応できる環境を整備し、地域での子育て支援機能の強化に向けた体制づくりを目的とする。



## さが園芸生産888億円 推進事業費補助金

1,200万4千円

園芸農業は稼げる農業の近道とされ、農家所得の向上が期待でき、新たな地場産品を創出する取組。



主なものを  
紹介します

令和4年度 一般会計予算

122億8,403万9千円

## 放課後補充学習委託料

1,233万1千円

## 町民センタートイレ改修工事

609万円

和式から洋式へ改修する工事。

地域通貨  
業務委託料健康インセンティブ事業  
長寿祝事業  
敬老記念事業50万円  
387万1千円  
70万円

## 町道新設改良工事

1億82万2千円

## 用地買収に伴う補償費

6,275万6千円

## 定住促進奨励金

1,200万円

住宅を新築または購入した場合に奨励金を交付するもの。(補助要件あり)

## 結婚新生活支援事業補助金

600万円

新婚生活を応援するために、住宅賃貸費用、引越費用等を補助するもの。(補助要件あり)

令和4年1月 第1回臨時会  
3月 第1回定例会で

こんなことが

# 決まりました

第1回臨時会 1議案 可決  
第1回定例会 18議案 可決 1決議案 可決

令和4年第1回臨時会は1月14日に開催し、1議案を原案どおり可決しました。

令和4年第1回定例会は3月4日から3月18日までの15日間の会期で開催し、18議案が原案どおり可決同意、1決議案が可決しました。

## 育英資金貸付基金 条例

賛成 全員

『上峰町育英資金貸付基金条例』は、成績優秀であるが経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金として上峰町育英資金を貸し付けるため、上峰町育英資金基金を設置するために条例を制定するものです。



## 非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する 条例の一部改正

賛成 全員

『特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例』は、消防団員及び産業医の報酬の見直し、育英資金運用委員の新たな費用弁償の追加のため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

## 長寿祝い金支給条例 の一部改正

賛成 全員

『上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例』は、長寿祝い金の支給方法を地域活性化のためミネカポイント等で付与できるよう、上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正するものです。

## 国民健康保険条例の 一部改正

賛成 全員

『上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例』は、健康保険法等の一部を改正する法律の制定により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税について、令和4年4月1日から未就学児がいる世帯に対し、均等割保険料を5割軽減するために改正を行うものです。





井手口公民館

## 中の尾団地集会所に関する条例

賛成 全員

『中の尾団地集会所の設置及び管理に関する条例』は、中の尾団地集会所を正式に町有施設として位置づけ、設置及び管理の条例を制定するものです。

### 令和4年 第1回臨時会・第1回定例会 議案賛否表

〈賛否表〉

○は賛成 ×は反対

議案番号	件名	採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			鈴木千春	大川徹也	原直弘	吉田豊	原田希	寺崎太彦	吉富隆	大川隆城	田中静雄	中山五雄
第1回臨時会												
1	令和3年度上峰町一般会計補正予算（第10号）	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	—
第1回定例会												
2	中の尾団地集会所の設置及び管理に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3	上峰町育英資金貸付基金条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
4	上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
6	上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
7	上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
8	令和3年度上峰町一般会計補正予算（第11号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
9	令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
10	令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
11	令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
12	令和4年度上峰町一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
13	令和4年度上峰町国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
14	令和4年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
15	令和4年度上峰町土地取得特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
16	令和4年度上峰町農業集落排水特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
17	上峰町教育委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
18	上峰町監査委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
19	上峰町教育委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
—	議員辞職勧告決議	可決	×	○	○	×	×	×	○	—	○	○
—	子どもの医療費助成の拡充を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
—	予算特別委員会審査報告	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○議長は賛否の意思表示をすることはできません。採決の結果、可否同数のときは議長が裁決権を行使します。（過半数議決の場合）

# 予算

令和4年度

# 特別委員会

# 審査報告

令和4年3月4日の本会議において、本委員会に付託された議案第12号、令和4年度上峰町一般会計予算について、3月7日、8日、9日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審議いたしました。

質疑終結のあと直ちに採決を行った結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の過程での主な意見及び要望は次のとおりです。

## 【総務課】

### 意見

通学路防犯カメラ設置工事について、設置後の取扱いに関するルールづくりを検討すること。

### 回答

上峰町防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱の規定に則り、運用していききたい。

### 意見

人事評価制度運用支援業務委託料について、相互評価の取り入れを検討すること。

### 回答

先進地の事例を研究し、導入を検討していききたい。

## 【まち・ひと・しごと創生室】

### 意見

ふるさと納税寄附金について、目標金額に向けた取組に努めること。

### 回答

引き続き努力する。

### 意見

国際交流について、英語圏を含めた交流の推進を検討すること。

### 回答

コロナ禍における在り方も含め研究したい。

## 【健康福祉課】

### 意見

がん患者※アピランスケア費助成について、助成費の増額を検討すること。

### 回答

令和4年度からの新規事業のため、実績を踏まえ検討していききたい。

※アピランスケア助成対象

①医療用ウィッグ(前頭タイプ)

②乳房補正具



【税務課】

**意見** 町税収納について、電子マネー、クレジットによる幅広い納付ができるよう検討すること。

**回答** 基幹系システムの共同アウトソーシングをしている1市4町（鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町）の枠組みにおいて検討を進めたい。

**意見** 今後もタイヤロック等の活用を含めて、適切な収納事務に努めること。

**回答** 今後も状況に応じた適切な収納事務に尽力したい。

**意見** 土地の評価替について、不動産鑑定結果を参考に適切な評価価格を算出すること。

**回答** 不動産鑑定結果を参考に慎重且つ適切な評価価格の設定に努めたい。

【産業課】

**意見** 農村地域防災減災事業ため池ハザードマップ作成業務委託について、潮の干満を反映し、又、町のハザードマップとの整合性がとれるよう作成を検討すること。

**回答** 万が一農業用ため池が決壊した場合に想定される浸水範囲等を示すハザードマップの作成について、潮の干満の影響や町のハザードマップとの整合性について検討する。

**意見** 農業経営収入保険制度支援対策事業補助金について、周知徹底に努めること。

**回答** 佐賀県農業共済組合三神支所と連携して加入促進を図りたい。

**意見** 公用車リース料について、高額と思われるのでリース料金について検討すること。

**回答** 最近のカーリースの状況を鑑みると、残価設定型などのリース契約により料金の安いリースが見られますが、走行距離や残価精算などの制約がある場合もあることから、公用車をリースするのに適合する内容であるかを精査していきたい。

**意見** 狩猟免許取得等補助金について、補助金対象に狩猟免許更新費用追加を検討すること。

**回答** 狩猟免許取得者の状況を把握し、更新費用の助成について検討する。

【住民課】

**意見** 佐賀県東部環境施設組合負担金について、負担増にならないよう努めること。

**回答** 負担増にならないよう努めたい。

【建設課】

**意見** 鎮西山東側の治山ダムについて、災害予防の観点から早急な対応に向けた取組に努めること。

**回答** 関係機関との調整・協議等を早急に実施し、防災・減災対策に向けた取組に努めていきたい。

【生涯学習課】

**意見** 町民センター会議室等照明LED化改修工事について、改修費を抑えるよう検討するよう。

**回答** 情報を収集し、検討したい。

**意見** AEDリース料について、AEDの使用に関する説明会や講習会を開催し、AEDの使用ができるようPRに努めること。

**回答** 説明会又は講習会を計画する。

**意見** 草刈りトラクターリース料について、リースした場合と購入した場合の費用の比較検討を行うこと。

**回答** リースした場合と購入した場合の費用の比較検討を行う。

【文化課】

**意見** 発掘調査委託費未納問題について、なるべく早い対処を検討すること。

**回答** 債務者の現状確認を速やかに行い、適切な対応をしたい。

【教育課】

**意見** 放課後補充学習委託料について、町内町外の就学者を同額とすることを含め、引き続き普及に努めること。

**回答** 保護者説明会等で放課後補充学習について説明を行い、普及に努めたい。また、町内町外の就学者の同額については、町外就学者の状況や保護者の意向を聞くなど検討を始めた。

**意見** 国際交流について、英語圏との交流の推進を検討すること。

**回答** 今後も引き続き英語圏の国際交流の検討を続けたい。

**意見** 新1年生ヘルメットについて、夜間事故がないよう対策を講じること。

**回答** ヘルメットに蛍光シールを貼り、夜間事故対策を講じたい。

**意見** 学校給食について、給食残渣が少なくなるよう献立は充分に検討すること。

**回答** 献立の検討を引き続き行うとともに、食育指導について学校とも連携し進めたい。

副議長の選任について

寺崎副議長より副議長の辞職願が提出され、令和3年12月議会にて承認されました。これにより副議長の選挙が行なわれ、田中静雄議員が副議長に選任されました。

《副議長のあいさつ》

令和3年12月17日に副議長に就任致しました田中静雄です。

上峰町の財政も、まだまだ厳しい状況下にあると思いますが、年を重ねる毎に明りが射し込んで来ているようにも見えます。

大きな未来に向けて動き出している最中ですが、安心、安全な町づくりを描きながら議会が一つになって対応していければと思っています。

任期も残すところ短期間ですが皆様方のご指導、ご協力を頂きながら議長を補佐し、しっかりと務めていきたいと考えております。



田中 静雄 副議長

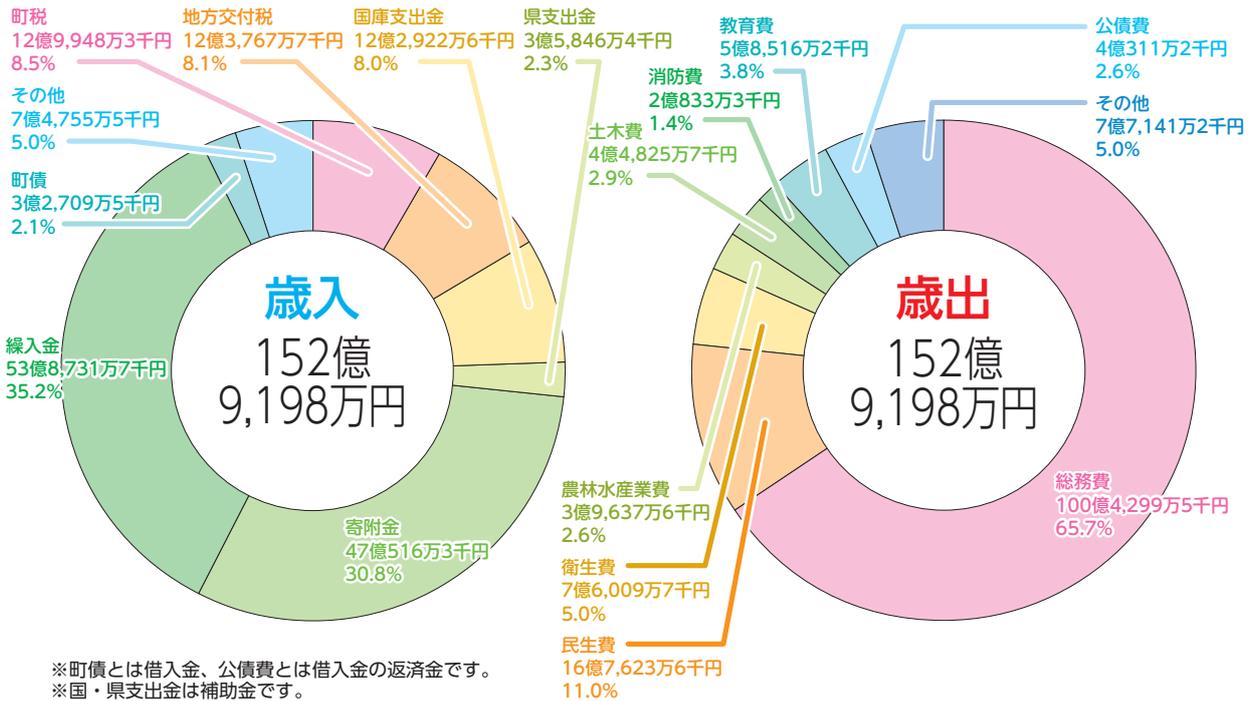
# 令和3年度 **補**正予算

## 一般会計

13億6,794万4千円増額して、総額152億9,198万円となる。

予  
算

本会期までの累計



### 歳入補正予算の主なもの (増額のみ)

- ◎ふるさと納税寄附金 7億円
- ◎ふるさと寄附金基金繰入金 3億8,833万1千円
- ◎住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 9,500万円
- ◎普通交付税 8,571万1千円

### 歳出補正予算の主なもの (増額のみ)

- ◎つばきまちづくりプロジェクトCGF 4億8,900万円
- ◎ふるさと納税謝礼 2億7,300万円
- ◎ふるさと納税費 積立金 2億1,100万円
- ◎財政調整基金費 積立金 1億8,019万6千円
- ◎住民税非課税世帯等臨時特別給付金 9,500万円

## 特別会計

### 国民健康保険特別会計

1,273万9千円を増額し、11億1,100万8千円となる。

### 農業集落排水特別会計

1億30万2千円を増額し、7億6,510万8千円となる。

### 後期高齢者医療特別会計

72万9千円を減額し、1億1,745万2千円となる。

## 令和4年1月臨時会

## 一般会計補正予算(第10号)

## 討論

**反対** 大川 徹也 議員

今回の令和3年度上峰町一般会計補正予算に関して、反対の立場で討論する。今回、約5億円という貸付金の内容は、合同会社つばきまちづくりプロジェクトの養鰻事業への貸付金。この審議過程で明らかにしたのは、今回の貸付金は、「停止条件付貸付金」という一定の条件を満たせば返済の義務がないというもの。さらに、このような莫大な金を民間企業に貸し付ける過程においては慎重審議が必要だが、利息、返済期間、担保、保証人等の貸付条件が不明確で、返済の実効性に甚だ疑問が残る。このような理由で、去年8月の臨時議会に上程された約7億円の貸付金と同様に反対する。

**賛成** 吉田 豊 議員

私は賛成の立場で討論します。先程、反対討論で、停止条件付貸付金で内容が明確でないから反対するとの理由だが、執行部の説明は、GCFに対する寄附者の意向に添う事業内容か確認するために貸付金とするものであり、事業内容が寄附者の意向に添うものであれば、確認ができ次第、貸付金から補助金に切り替えるものであるとの説明がなされた。これは、事業目的達成のための担保であり、何ら問題点は無いためと推察されるので私は賛成する。先人の言葉に、「失敗は恐れるものではなく乗り越えるものである。できないことを考えるのではなくできることを考える」という有名な言葉がある。今後も勇氣を持って進めていただきたい。

## 県に対し 意見書を提出

## 子どもの医療費助成の拡充を求める意見書

**賛成** 全員

少子化や子どもの貧困が深刻化する中、子どもの医療費は子育て世帯に重い負担になっている。親の経済的状況に左右されることなく、全ての子どもが必要な医療を受けられる環境づくりが急務である。

現在、佐賀県内全ての市町において、中学校卒業まで入院・通院とも医療費助成が行われているが、市町に対する佐賀県の医療費助成は未就学児までであることから早急に中学校卒業まで医療費助成の拡充が必要である。

また、医療費助成を現物給付している自治体に対しての、国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は不合理であり、早急に見直しが必要である。

よって「子育てし大県“さが”」を標榜する佐賀県において、以下の事項を実行されるよう求める。

## 記

1. 佐賀県の医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで拡充すること。
2. 国に対して、現物給付を理由とした国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

上峰町議会

## 決議案第1号

提出者 上峰町議会議員 吉富 隆 議員

## 議員辞職勧告決議案

可決

令和4年3月4日に追加議案として、『議員辞職勧告』が吉富議員より提出されました。採決につきましては、賛成4、反対4の可否同数であったため規定により議長の裁決権行使の結果、賛成多数で可決となりました。本項は、提案理由と本人弁明、質疑応答、討論内容を掲載します。

## 提案理由

吉富 隆 議員

上峰町議会議員政治倫理条例第6条第1項において、議員は税の納付を証明する書類を毎年5月31日までに議長に提出しなければならないが、当時、大川隆城君は議長という立場にありながら、平成27年5月31日までに提出すべき書類を期限後に提出されていた。その後、上峰町議会議員政治倫理条例6条第3項において、議長は税の納付を証明する書類の提出状況を公表しなければならないが、その時に提出された書類を確認していく中で、本人の税の納付を証する書類には、

過去の年度の納付がされていた書類が留められており、書類の偽造が行われていた。このような行為は、議員として町民の信頼に値する倫理性の欠如が明白で、議員の社会的信用が損なわれる行為である。また、法律的にも公文書偽造及び同行使の疑いが濃厚である。よって、大川隆城君の議員辞職を勧告する。

## 本人弁明

大川 隆城 議員

平成27年の納税証明書に過去の納税証明書を添付したとしても平成27年納税証明書には何ら変更は加えられていないから、刑法155条

の公文書偽造（公文書の作成名義を偽ること）にも刑法156条の虚偽公文書作成（公文書の内容を偽ること）にも当たらない。本件は平成27年の全員協議会で協議し議長辞職で責任も取り終了している事案。それを再度持ち出すことは紛争の蒸し返しである。当該議員が議員として適当か否かは選挙した住民が判断すべきこと。議員の任期も保証されているし議員の名誉にも関わる。本件は公文書偽造等に当たらず事実の真実性がなく議長辞職でみそぎの済んだ事を再び取り上げることに事実の公共性、目的の公益性も認められないという法律の専門家からの見解を載している。

## 質疑応答

質問 大川 徹也 議員

本件は平成27年6月1日以降に発覚したと伺っている。本案の提出経緯を改めて伺う。

答 吉富 隆 議員

なぜ6年も7年もたつてという趣旨かと思う。当時5月31日までに議長に提出しなければならぬのを、それを過ぎた事により案件が発覚している。そういう中で全員協議会を開き、当時の議長、副議長、常任委員長だったと記憶しているが、その中に事務局長も入ってチェックをしていたが、滞納が発覚し、大川隆城議員は議長を辞めている。そのチェックの時に偽証問題は発覚したはず。時の役員が早く解決しておけば今の時点でこういう事は起きていない。そして、今現在、私は議会運営委員会委員長として要職を預かって

ており、見逃すわけにはいかない。

**質問** 大川 徹也 議員

どのような偽造の状態であったかというのを詳しく確認させていただく。

平成27年5月31日までに提出しなければならぬ納税証明書は当然、平成26年分だと思う。そこに違う年の分があったということでは、平成26年分が滞納状態で、前年の平成25年分は納税しており、その2つの年の納税証明書を組み合わせ、あたかも平成26年は税の滞納がなかったという体をつくって通そうとしたというところで理解してよいか。

**答** 吉富 隆 議員

そのとおりだ。

**質問** 原 直弘 議員

先ほど大川隆城議員から「公文書偽造」及び「同行使」の罪には当たらないという発言があったが、その点についてどう思われているの

かお尋ねする。

**答** 吉富 隆 議員

今回どういことが行われたかというところ、こういうことです。(用紙二枚を用い、一枚を納税されたことを証明する用紙、もう一枚を滞納が記載された用紙とし、その二枚のうち一枚を半分に分り、その半分に折った用紙をもう一枚の上に重ねてホッチキス留めして納税をしたように見える納税証明書を偽造したと説明。)

これは公文書偽造に当たると判断している。また、法律に詳しい者にも確認済である。

納税の義務は憲法で定められている。私たち議員は町民の代表であり、二元代表制を遵守しなければならぬと考えている。

討論

**反対** 吉田 豊 議員

私が反対することとした参照条文を読みながら討論する。地方議会研究会が発表した「地方議会のなぜ」という問いになぜ議員辞職勧告決議は適当でないのか。『地方自治法は議員辞職勧告決議を規定していない。例えば、議員に不祥事があると他の議員から辞職勧告決議案が提出される。法律上認められた議案ではなく、事実上の議会の意志決定を求める議案である。事実上の問題であっても、議員には提案権がある。所定の要件を満たしていれば議長は受理する義務がある。しかし議員に提案権があるからといって何でも提案してよいものではない。この一つが議員辞職勧告決議案だ。当該議員が議員として適当か不適当かは選挙した住民が判断すべきことだ。選挙された議員が同じ

く選挙された議員の適・不適を判断する権限はない。4年毎に行われる選挙で住民が判断すべきことである。また、議員の任期4年は法で保障されており、辞職勧告を決議しても法的拘束力がない。『辞職勧告決議に従わなかったとき、議会の権威が低下する。また仮に将来無罪であることが確定した場合、名譽を回復させる手段がないなどと言われており、私は町民の代表として選出された10人の議員で構成する上峰町議会で7年前、当時議長職を辞することですべて全会一致で決定した案件をまたここで議論し判断することは、7年前の議会の決定した権威と秩序は保たれない。よって私は反対する。』

**賛成** 原 直弘 議員

私たち議員は、町民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、その負託に応えるため、町民の信頼に値する倫理観を持つと

もに、「社会的な信用の失墜」及び「品位」を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる行為をしてはならない。

今回の大川隆城議員に対する「議員辞職勧告決議」の理由は、憲法に定められている日本国民に課せられた納税の義務を怠っていたこと、重ねて、その事実を隠匿すべく、過去に納税した書類を用いて納税証明書を偽造し、提出したことである。これが事実であれば「公文書偽造」及び「同行使」の罪に問われ、重い刑罰が科される可能性がある。

昨日行われた議員全員協議会では、税金の滞納及び偽造されたと認識できる納税証明書の存在が明らかにされた。この事実は客観的証拠として十分なものである。議員辞職勧告決議の妥当性を合理的に説明できるものである。

常に「透明性」、「倫理性」並びに「公正・公平性」を

求められる立場の議員が納税の義務を怠り、併せて納税証明書の偽造を認識させる行為を行ったことは紛れもない事実である。そして、もし、この事実を本議会が認めないとするならば、機能不全の議会として認識されかねない重大な問題と考える。以上の理由で本決議には賛成する。

#### 反対 寺崎 太彦 議員

今回、辞職勧告議案を提出されているが、この件は、平成27年に何度も全員協議会で協議し、その結果、議長を辞職し、懲罰を受けられた。よって、この件をもう一度もち出すということは一事不再理の原則に当たらないか。また、書類の偽造の判断は議会では判断できないと私は理解している。過去の解決した事件を何度も持ち出すということは議会の品位が問われるのではないか。よって私は反対の立場である。

#### 賛成 大川 徹也 議員

今回の事案に関しては非常に大きなショックと、また、今までの議会に深く憂慮している。「議員必携」という書物の中には、「議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となる。したがって、議員の一言一句は取りも直さず住民の意見であり、住民の声である。議員が行う質疑や討論は同時に住民の疑問であり、意見であり、表決において投ずる一票は住民の立場に立っての真剣な一票でなければならぬ。」とある。

今回の件に関し、もし、期限内に証明書が提出されていたならば今回の事件は明るみに出たであろうかという疑問も拭えず、それを鑑みると悪質性はさらに高いと判断した。

私は大川隆城議員が今回の事件並びに今まであった不祥事事件に対して真摯に向き合い、進退について深く考えていただきたいと思う。

う。

このような考えから、今回の辞職勧告決議案は妥当と確信し賛成する。

#### 反対 鈴木 千春 議員

私は反対の立場で討論する。書類に加工がされていることや滞納があった事実については、町民の信頼を損ねてしまう行為であったかと思う。その点において、大川隆城議員はこの件を深く反省し、二度とこのようなことが起こらぬように努める必要があるかと思う。

だからこそ、大川隆城議員は以前にこの問題が発覚した時に、進退については自身で判断し、その責任を取り、議長職を辞任されたかと思う。

次に辞職勧告について、提出すること自体は問題ないが、最高法規である日本国憲法の第8章地方自治の第93条に『住民が直接これを選挙する』との記述があること。加えて、地方自治法に議員の任期は4年とする

旨の記述があること。同じく地方自治法に懲罰の記述がありその中身は、『一、公開の議場における戒告。二、公開の議場における陳謝。三、一定期間の出席停止。四、除名。』という4

つのみであること。以上、3点から考えて進退については、ご自身が判断されるものと私は判断した。よって本議案には反対する。

#### 賛成 田中 静雄 議員

議員辞職勧告に賛成の立場で申し述べる。

納税書類の偽造が発覚した時点では本人から議長を辞任したいとの申し出があり、その時は、結論としては議長辞職やむを得ないということになった。

この決議案については年数も経過しており、今更という感じがするが、私は令和4年度の予算特別委員会審査報告をした。その中で税務課に対して、『税の滞納者についてはタイヤロック等の活用を含めて、適切

な収納事務に努めること。』

これは議員全員の意見だった。過去にそのような事実があるということは町民に対して顔向け出来ない、非常に恥ずかしい、議員が自ら判断してほしいと思うが、その様子はないようです。ので議員辞職勧告はやむを得ないと私は思っている。

#### 反対 原田 希 議員

辞職勧告決議には法的拘束力がないので、最終的には本人がどうするかという話になるし、今後迎える選挙によって判断をされるという事になる。

また4年の任期が保障されているという事を考えると決議案については反対の立場を取らせていただく。



議長挨拶

議長 中山 五雄

春陽の候、皆様方はお元気で過ごした事とお察し致します。

今なお世間を脅かしている新型コロナウイルスですが、現在では感染力が強いとされるオミクロン株の派生型「BA・2」への置き換わりが進んでいると言われ、まだまだ終息の糸口が見えていません。皆様も十分お気を付け下さい。

一方海外では、ロシアによるウクライナへの侵攻という悲惨な事態が起きており、一般市民の犠牲者も多数出ておりま



す。これも又一日も早く終り平和な世の中になる様願うばかりです。私達議員もコロナ禍の規制により、会議、研修等が中止になり思う様な活動が出来ていません。しかし、議員は行政のチェック機関として議論をし是々

非々で進めて行きます。我々議員は、町民の方々の為に働くべきだと思っております。これから皆様の意見を聞き、誠心誠意取り組み、ご理解の程を宜しくお願い致します。

自治功労者表彰

全国町村議会議長会会長表彰（議員27年以上）を大川隆城氏が、全国町村議会議長会会長表彰（議員15年以上）を中山五雄氏が受賞されました。

また佐賀県町村議会議長会会長表彰（11年以上）を寺崎太彦氏及び原田希氏が受賞されました。



寺崎太彦氏 中山五雄氏 大川隆城氏 原田希氏

議長交際費の支出状況 (令和3年度下半期)

区分	支出金額	支出内容
献花	16,500円	元町議会議員の葬儀
会費	6,000円	三神地区環境事務組合議会、脊振共同塵芥処理組合、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合議会合同懇親会
合計	22,500円	

# 一般質問

## そこが聞きたい

### 早急な出水期前の水害防止対策を

田んぼダム、河川の浚渫等に取り組む

**問** 県の方針で田んぼダム実施を上峰町でも見込んでいるが、具体的にどうするか。また河川の浚渫、伐採及び排水機場ポンプの更新、新設の進捗状況はどうか。

**答** 産業課長 田んぼダム取り組みは多面的交付金の加算措置がある。県から面積の割当て等はなく北部の圃場を中心とした4活動組織で希望をもらい26万9,800㎡で取り組む計画をしている。

**答** 建設課長 河川の浚渫、伐採については東部土木事務所の上半期出水期前の



大川 隆城 議員

事業として切通川R長崎本線から国道34号線までの間、県道神埼北茂安線下流部、井柳川県道市武

神埼線上下流部実施で業者選定も済んでいると聞く。2箇所排水機場ポンプは既存の修繕で完了。今後早期の更新を要望していく。

**要望** 排水機場の更新、新設を更に強力に要望し続けてほしい。

### 消防団員の確保と訓練の充実を

今後、充実へ検討を重ねる

**問** 大字坊所を管轄する第3部の団員増や予備消防隊整備を考える必要はないか。水防防災に係る研修実習、連絡用無線やゴムボート等の整備の充実が必要では。

**答** 総務課長 団員定数170名に対し実団員153名で17名の減。第3部所管の人口や世帯数等町の半数が

集中する大字坊所の団員増員は検討案件と考える。予備消防隊組織は今後の地域防災組織の位置づけは重要と考える。水防訓練が十数年されていないのが現実であり、今後土のう積みから始めて訓練や研修及び無線やボート等装備の充実も取り組んでいきたい。

### パートナーシップ宣誓制度の連携協定を

県内外問わず連携へ

**問** 県内外問わず連携協定を結んでほしい。

**答** 総務課長 今年2月に県と相互利用

協定締結した。今後県外の福岡市、福岡県等導入自治体と協定を結んでいく。

### コロナ感染対策はどうか

学びを止めない体制の充実を図る

**問** 小・中学校でコロナ感染も出ているがフォローアップ等どう考えるか。

**答** 教委事務局長 陽性者を覚知した時当事者が不安や自己嫌悪に陥らないように配慮。タブレット活用オンラインで健康観察し心と体調確認を行なう。また感染児童生徒の詮索等をせず本人やご家族

の心に寄り添い温かく見守ってもらうようにマチコミ等でお願いしている。

**答** 教育長 同時双方向型オンライン授業、タブレットドリルで課題学習、授業のライブ・録画配信等実施。先生方の発想や工夫を大事にし、教委がサポートして学びを止めない観点で体制や内容の充実を図る。

### 一般質問

議会だよりに掲載している議員の一般質問の文責は各議員にあります。



田中 静雄 議員

## 八藤遺跡周辺の観光地化と整備は

### 整備の実施に向け調査検討

**問** 八藤遺跡及びその周辺の観光地として、吉野ヶ里公園と連携した観光ルートの1つになればという考えがあったと思うが、現在、どのような整備方針を立てて進もうとしているのか。

**答** 文化課長 堤土壘 跡歴史公園等の八藤遺跡周辺の遺跡や史跡、古墳公園等の本町に数多く存在する文化財を多くの方々がご覧になれるように、先進地の例

を参考にしながら、

町のコンセプトに沿った観光地として整備の実施に向け、調査検討を進めていきたい。

**問** 八藤遺跡周辺は、毎年草刈りが続いていて観光地として前に進んでいないように感じているが、

堤地区周辺の方々は待っておられる。道路の整備も必要、駐車場の整備等、どのような構想を持っているのか町民に対して示す必要があると

思うが、どうか。

**答** 文化課長 鎮西山を基点として北から南へ縦断しながら町内文化財の観光ができるようなルートを設定して全世代に共感、興味を持って、

何度も観光に来てもらえるような展示方法を、緑地帯の整備等を検討していく。便益施設、管理棟、駐車場、休憩所等の整備が先行していくことだと思う。

## 鎮西山の整備方針は

### 計画変更承認が必要

**問** 鎮西山では発掘調査が進んでいるが、将来の整備方針は、

**答** 創生室長 埋蔵文化財本掘による出土物の内容によっては国に対しても事業計画の変更を行ない、変更計画承認が必要になる。

**問** 鎮西八郎為朝にちなんで、まちおこしの一環としての取り組みについて提案する。弓の名手ということで中学校に弓道部の設立をしては

どうかと思うが。

**答** 教育長 非常に興味をそそる提案。部活動として設立できるかどうかは今後諸条件や生徒のニーズも含めて掌握していきたい。

**問** 県内には、いろいろなお祭り、行事が行なわれているが、上峰町のお祭り、行事の一環として鎮西八郎為朝が馬に乗って弓を射る姿と流鏝馬を結びつけ五穀豊穡を願った町のお祭

りの1つとして取り組めたらと思うが。

**答** 創生室長 弓、あるいは矢、こういったものを絡めた形で何か1つ動機づけできないかということとは検討の中の材料として持っていたところだ。流鏝馬というと、馬を走らせる馬場も検討する必要があるが出てくる。それなりの障害も多々あ

ると思われるが、いろいろな提案はありがたい。

**要望** まちおこしの一環としてどうかということだ。鎮西山、ウナギの養殖、八藤遺跡等、この辺一帯を上峰町の観光地として夢が現実になるように行政としても取り組んでもらいたい。



白石神社奉納流鏝馬  
出典：みやき町役場産業支援課

ほかに

○豪雨対策について（外記のため池下流及び大字江迎、前牟田地区の洪水対策は）

# グリーンレイクタウン北部の復旧は

令和4年度上半期に予定



原 直弘 議員

**問** グリーンレイクタウン北部の土砂崩れは平成30年7月の西日本豪雨により起こり、隣接する民家まで土砂や石が流れ込む状況であったが、現在まで本格的な復旧がなされていない。早急な工事着手について、これまで幾度となく要請しており、一刻も早い復旧が求められている。今後のスケジュールについて尋ねる。

**答** 建設課長 令和4年度の当初に隣接者への説明を行ない、了承を得た後に工事着工を考えている。

**問** 予定している工事方法及び範囲は。

**答** 建設課長 工事方法はコンクリートブロック積みを予定している。また、工事範囲は国からの交付金の額で決まるが、現在、応急的な復旧をしている箇所は施工したいと考えている。

# 旧イオン跡地再開発地の排水計画は

外記のため池に流れ込む計画

**問** 旧イオン跡地再開発地の排水計画は。

**答** 産業課長 開発地の全ての水が外記のため池に流れ込むものとして、ため池の整備計画を策定しているところである。

**問** 外記のため池の下流域は毎年のように冠水している。再開発地の排水の一部でも他の水路に流入させることはできないか。

**答** 産業課長 開発地の整備を設けるようにすると考えている。

**要望** 再開発計画の内容によっては、旧イオンがあった時と比べ排水の到達速度や流量等が違ってくると思うので、外記のため池の下流域に被害が出ないように計画していただきたい。

# 田んぼダムの取り組みは

国、県と同様に推進する

**問** 住民の生命と財産を守る上で重要な事前防災を含めた取り組みの状況は。

**答** 危機管理対策監 ハード対策として道路冠水対策、外記のため池整備、河川

**問** 田んぼダムの取り組みは国、県と同様に推進する

**答** 産業課長 国、県と同様に推進すること考えており、農家の方々にもお願いをした。

**問** 田んぼダムは防災対策として重要視しているのか。

**答** 産業課長 国、県と同様に推進すること考えており、農家の方々にもお願いをした。

**問** 田んぼダムの取り組みに伴う多面的機能支払交付金の加算金の額は。

**答** 産業課長 反当たり400円で、5年以上の継続活動組織だと300円である。

**問** 田んぼダムの取り組みに伴う多面的機能支払交付金の加算金の額は。

**答** 産業課長 反当たり400円で、5年以上の継続活動組織だと300円である。

**問** 田んぼダムの有効性を認識しているのであれば、畦畔の崩れに対し原形復旧の手立てや取り組みの加算金を町も出せば、より一層の普及が進むと思うが。

**答** 産業課長 今後、状況を見ながら加算金や取り組みの推進について勉強しながら進めていきたい。

**ほかに** ○通学路の安全対策について

## 一般質問



吉田 豊 議員

### 標高から海拔への表示は

調査確認したい

**問** 旧二根町の国道264号線の沿線に4箇所旧千代田町の県道48号線の沿線に5箇所、旧東与賀町の国道44号線の沿線にもこの地盤は海拔〇〇mという表示がされている。(写真参照) 国交省の指導により標高と表示する旨の基準が示されていると説明があったが、

**答** 海拔という表示をどういう理由で使用されているのか、みゃき町に確認する必要があり、今すぐ答弁はできない。また、こ

内では、人的被害は村史にも記録されていない。町内において災害により人的被害が心配されるのは、やはり津波だろつと想定される。

見積り、その被害に対応するのが重要である。津波に関しては、佐賀県においても、津波は発生するが、その浸水域が上峰町までは及ばないので、大きな被害はないと見積っており、これを基に防災対策をやっている。

**答** 危険管理対策監 災害に対しては、正しく恐れるという

か、正確に危険度を



海拔表示

※28水とは 昭和28年の豪雨による筑後川堤防の決壊。

### 子実コーンで耕畜連携を

関係機関と協議

**問** 2025年のフードショックにより飼料、肥料の原料の入手困難が予想される。水田転作に水稻と子実コーンの収益差額の補助金を出してもコーンへの転作を推奨し濃厚飼料を自給し、完熟堆肥を使用する

耕畜連携の農業振興策が重要ではないか。産業課長 事業の必要性は認識する。しかし、米と子実コーンの収益差、コーンの栽培技術、品種の選定等多々検討を重ねる必要がある。充分検討したい。

### ペットの避難対策は

同行避難を検討

**問** 最近のペット飼育状況は家族としての考えが強いが、どういう対策を考えているのか。

**答** 危険管理対策監 災害が発生すれば、被災者の中にはペットの飼い主も含まれ、避難に際し、ペットとの同行避難を希望される人が一定の割合で予想でき

る。何よりも人命が優先されるが、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも必要である。ペットの同行避難の受入体制の整備に努める。

### 行政代執行の考えは

協議会で協議する

**問** 特定空き家の所有者、管理者が解体工事を実施しない場合、土地を町に寄付することを条件に、行政代執行をする場合国が2分の1、県が残りの3分の1を補助することに

なるが、町の対応は。住民課長 町の空き家対策推進協議会で協議したい。

**要望** 町は、住民の生命と財産を守ることが責務とされている。後手対策とならないよう取り組んでもらいたい。

# 中心市街地の進捗は

## 解体は次年度上半期

**問** 中心市街地活性化事業について、解体・定住促進住宅及びその他全体の進捗と今後のスケジュールは。

**答** 創生室長 合同会社つばきまちづく

りプロジェクトにおいて、事業用地における大まかなレイアウト構成に基づき配置計画を煮詰めているところであり、規模感、機能構成を調整している旨、伺っている。

次年度上半期頃を目途とし、その傍らで設計作業、開発行為準備等を進めていくよう伺っている。定住促進住宅については、先駆けて行なうプロジェクトとなるが、配置計画状況を見計らい、次年度中に着手予定としている。



旧商業施設解体

**問** 解体については、前回議会からするとだいぶ進んでいると思うが、上半期と変わらず、何月頃には完了というようなめどが立っているのではないか。

**答** 創生室長 建屋に

ついては、幾分かの進捗が視覚的に取られている印象はあるが、まだ外構や旧自動車学校の建屋等もあるもので、そういったところに今後入っていくと考えている。

**問** 定住促進住宅については、PFIで検討を進めるということで決定されれば町の事業として取り組まれるということだったが、町の事業として既になったのか、まだ検討の段階なのか。

**答** 創生室長 一応の

座組としての共通理解というものに関しては、ほぼできていると思うているが、最終的な意思決定については、そこを踏まえた上でという形になると思っている。

**問** PFIで決定となつた場合は、合同会社から第1弾の事業として定住促進住宅が发出されるということではなく、町の方で事業者の募集等がホームページに掲載されスタートしていく形と理解して良いか。

なつた場合は、合同会社から第1弾の事業として定住促進住宅が发出されるということではなく、町の方で事業者の募集等がホームページに掲載されスタートしていく形と理解して良いか。

**答** 創生室長 おおむね想像のとおりと思う。配置計画に関しても、定住促進住宅を造る時の法的な要件等がある。どの部分において、どの事業用地でやるのか、ということも配置計画の中ではっきりさせた上で、用地の切り出し作業が必要になってくるので、その段階で合同会社としては意志決定するのではと思っている。

その上で、PFIで行くとなると、PFIにおける手続きとというのが種々出てくるので、そういったものに関する情報発信ということには

なってくるだろうと思っ



### ほかに

- 小・中学校での新型コロナウイルス感染防止対策の状況は
- 全国体力・運動能力調査の上峰町の状況は
- 小・中学校において、インターネット等の安全利用に関する取り組みは



原田 希 議員

### 一般質問



寺崎 太彦 議員

## 中心市街地活性化事業の進捗は

### 配置計画等を調整

**問** 中心市街地活性化事業の進捗状況は。

**答** 創生室長 事業予定地における大まかなレイアウト構成に基づき配置計画を煮詰めていて、規模感、機能構成を調整している旨伺っている。

ていき、排水に関しても、どのような形が望ましいか、鋭意検討されているように伺っている。

**問** 自動車学校跡地敷地内の排水設備の計画は。

**答** 創生室長 配置計画を策定するのにおいてインフラ設備等の考え方を整理し



## コロナ患者への支援策は

### 食料等を配達

**問** 新型コロナワクチン接種の年代別接種状況は。

**答** 健康福祉課長 令和4年3月11日現在の1、2回目接種の初回接種と3回目接種の追加接種の年代別接種状況は、65歳以上の初回接種93・2%追加接種78・1%、60歳から64歳の初回接種89・8%、追加接種30・8%、50歳から59歳の初回接種88・8%、追加接種14・0%、40歳から49歳の初回接種83・0%、追加接種15・1%、30歳から39歳の初回接種79・4%、追加接種13・8%、20歳から29歳の初回接種78・2%、追加接種9・3%、15歳から19歳

の初回接種83・8%、追加接種1・9%（追加接種の対象者は18歳以上）12歳から14歳の初回接種63・9%、追加接種は対象外です。5歳以上、11歳以下の小児接種は、3月12日から集団接種を開始し、対象者710名のうち139名が予約されている。

**問** コロナに感染された人は、家族も濃厚接触者ということなどで、1週間ほど自宅待機しなければいけない、その人に対する支援策は。

**答** 健康福祉課長 社会福祉協議会と連携し陽性になられた方々には、連絡をいただければ、自宅に食料等を配達する食料支援を行なっている。

## 車椅子でも利用できる駐車場は

### 検討を進める

**問** パーキングパーミットプラスワン運動の取り組みと、役場には、車椅子を使っている人の駐車場がないので、役場の東側に、車椅子を使った人の駐車場はできないのか。

**答** 生涯学習課長 町民センターは、パーキングパーミット駐車場を3箇所、パーキングパーミットプラスワン駐車場を4箇所確保している。

**答** 文化課長 ふるさと学館には、障がい者の方専用駐車場

は1台分あるが、パーキングパーミット専用駐車場はなく、今後検討を進める。

**答** 財政課長 庁舎に、5台分確保しているが、路面表示をしたものが経年劣化により剥がれていて、今年度中に貼り替えを実施する。役場の駐車場は、広さ的には身体障害者用プラスワンの駐車場の広さが大体5台確保されている。役場東側にも駐車場が可能なのを含めて検討を進めていく。



役場庁舎東側

## 町道八枚・碓線進捗状況は

### 令和4年度着工

**問** 町道八枚・碓線の工事着工はいつになるか。

**答** 建設課長 稲刈り終了後の着工と思っている。

**問** 町道八枚・碓線は、拡幅のみならず、道路の嵩上げについて、地元との協議はどのようなになっているか。

**答** 建設課長 道路嵩上げについては、地元区長に現地立会いを依頼し、過去の浸水状況、高さ等を確認しながら、最終的に決定していきたい。

**要望** 令和4年度内に工事が終わるように努力されたい。



町道八枚・碓線

## 風水害の対策は

### 各課が連携して取り組む

**問** 梅雨及び台風による対策はどうするか？

**答** 危機管理対策監 台風については、気象衛星や、レーダーによる進路予測が多くの比較的早期に防災態勢が確立できる。これに基づいて、

町民の皆様に対して早期の避難指示の発令等に努め、安全確保を図る。

**問** 排水機場の設置はできないか。

**答** 建設課長 現在、県東部の神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町1市3町により流域治水の検討会を立ち上げる準備を進めているところであり、この検討会には、河川管理者でもある国から筑後川

河川事務所、県から東部土木事務所の参加を予定している。

**問** 町内を流れている切通川、井柳川に排水機の設置はできないか。また、計画的に取り組むことはできないか。

**答** 建設課長 流域治水の検討会には、下流域のみやき町ならびに神崎市の方も入っているのので、今後調整を行い、当町の被害が軽減されるように努力する。

**要望** 上司との相談もしながら、流的に進めていただきたい。

**問** 幹線水路の浚渫工事はできないか。

**答** 産業課長 浚渫工事は、必要と思うが、早急に取りかかれる国及び県の補助

事業がないなどのことから、総合的に全体を調査して計画する必要があると考える。今後取り組んでいく。



前牟田地区の冠水状況（2019年）



吉富 隆 議員

## 一般質問



鈴木 千春 議員

## 自治体DXに伴う効果は

### 行政サービスのさらなる向上

**問** 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の取り組みに伴いどのような効果があるか。

**答** 創生室長 自治体DX推進計画の中で重点取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、それとマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6つが上げら

かけてDX推進の軸となる政府の情報システムについて共通的な基盤、機能を提供する複数のクラウドサービスである。「GovCloud」の利用環境の構築、

れている。行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用によって業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくということが求められている。

**問** 今後のスケジュールは。

**答** 創生室長 国が示しているロードマップは令和2年度末から令和7年度に

国による標準化（共通要件・機能要件の基準）の仕様策定・調整が令和2年度から令和4年度前半、そして、標準システムの開発が令和4年度後半、令和2年度末から令和7年度にかけてGovCloud利用団体を順次拡大、令和5年度から令和7年度にかけて標準準拠システムへの移行という計画となっている。

**要望** 利便性の裏側にリスクが考えられるので、セキュリティについては、堅牢な対応を要望する。

**答** 創生室長 国が示した6つの重点事項の中にもセキュリティ対策がある。専門家の知見も交えて、いろんな角度から多角的に見た上で種々検討したい。



## 定住促進住宅の情報発信や意思決定は

### 意思決定はあくまでも町単独

**問** 中心市街地活性化事業第1弾のPJである定住促進住宅について、考え方として、町の事業ということとは合同会社を経由しての情報発信や意思決定がなされるのか。それとも町が単独でされるのか。

**答** 創生室長 PFIというのは、公共事業になるので、あくまでも町単独での意思決定となろうかと思っっている。とは

いえ、隣接する開発事業地であるので、幾ばくかの調整だったり、情報共有であったり、そういったものに関しては今後も出てくるかと思われる。ただ、意思決定に関しては社会資本の調達としてPFIという形で公共で実施するためのものがあるため、そこに関しては町単独という形となる。

## 農家の所得向上の取り組みは

### さが園芸生産888億円推進事業に取り組み

**問** 農家の所得向上に伴う取り組みの進捗は。

**答** 産業課長 県全体でさが園芸生産888億円推進事業に取り組んでいる。新たな

地場産品を創出する取り組みでもあり、農家所得の向上は新たな担い手の確保につながることを期待して取り組んでいく所存である。

# 求償はどつするか

## 未実施分のみ

**問** 2018年1月に農地管理組織「大字堤地区農地・水環境向上活動協議会」に対し、不正受給を行なったとして、警察へ告発し、その関連で国、県からの補助金を5年間分遡って町が立て替えて返還したが、町が補助した分も含めて当該団体への町からの求償はどうなっているのか。

**答** 産業課長 町からは、警察捜査の結果、『大字堤地区農地・水環境保全協議会が構成員とする住民に周知せず活動を行ってきたことについては、不適当であり、問題となる行為であるが、前期間から情性的に活動しており、補助金の趣旨に反する活動内容までは認められない』とした警察判断を考慮した必要な求償を行っている。

**問** 今回のそれが、98万1,891円の未執行補助金となっている。未執行の補助金とはどついうことか。

**答** 産業課長 未執行分についてののみ当該団体からの補助金返還を求めている。町は求償はこの額で終わらせると決断した。

**答** 産業課長 これは補助金の交付を受けて執行しなかった繰越金である。

**問** 私国、県へ返還した総額1千692万5,476円は損失と考える。

**問** 町から当該団体に対して行なった5ヶ年分の補助金の総額は。

**答** 町長 当該団体が引き起こした当該事案においては、町は民法上の善管注意義務に違反したとは考えられないと、全ての案件において必要に応じて専門家の意見を踏まえて、町の利益を第一に対応しており、不合理な点はなく、善良な管理者としての注意義務違反は認められないため、法的な損害の責任を負う立場にない。

**答** 産業課長 564万1,824円。

**問** 国、県から当該団体に對しての5ヶ年分の補助金総額は。

**答** 産業課長 1千692万5,476円。

**問** 今回請求した資料にあつた警察判断を熟考した結果、一つ、大きな質問をしたいと思う。平成24年から平成28年までの5ヶ年分の国、県に返還した総額1千692万5,476円の取り扱いについて町は

今後どのように考えているか。

**答** 産業課長 未執行分についてののみ当該団体からの補助金返還を求めている。町は求償はこの額で終わらせると決断した。

**答** 町長 当該団体が引き起こした当該事案においては、町は民法上の善管注意義務に違反したとは考えられないと、全ての案件において必要に応じて専門家の意見を踏まえて、町の利益を第一に対応しており、不合理な点はなく、善良な管理者としての注意義務違反は認められないため、法的な損害の責任を負う立場にない。



大川 徹也 議員

## 一般質問

### ほかに

○当該農地管理組織へ指導監督を行なう行政に責任はなかったのか

○2018年7月、県指導により同組織は総会を開いたが、その総会を町が認めなかったのはなぜか



新しい発見！

## ボランティア グループ の紹介

# 「上峰町 親の会」

こんにちは。私たちは、障がいを持った当事者やその家族の仲間の会です。活動内容は、週1回の保護者定例会で行事計画をしたり、バザー出品用の小物作りや子どものことを相談しあったりなど、和やかな雰囲気です話し合いをしています。年に一度は、施設見学も企画しています。他には、社会福祉協議会のボランティア活動にも参加しています。

親子の活動としては、年間4回ほどです。軽運動やバス研修（旅行）、社協のお祭りや餅つきにも参加し、みんなで楽しく活動しています。車椅子の人も参加していますし、障がいの程度に関わらず、家族間の絆を大切に、子どもたちの成長に向けて支え合いながら、地域の人々と共存共栄していくことに繋がっていかねばと思っています。



現在約10家族ほどで活動していますが、定例会や活動の参加も、それぞれの体調や仕事の都合に合わせてなので、無理のない自由な感じの会です。新しい仲間のご参加もお待ちしています。毎週金曜日の午後、おたっしや館の和室で集まっていますので、気軽に訪ねてみてください。

代表：下田 町子

TEL：0952-52-6863

## 議会を傍聴してみませんか

毎回、町民の皆さまに議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

次回の定例会の会期は、6月10日（金）から6月17日（金）までを予定しています。

一般質問は6月13日（月）及び14日（火）の予定です。

### 行事への参加

1月～3月

1月4日 上峰町新年賀詞交歓会

1月9日 上峰町成人式

3月11日 中学校卒業式

## あとがき

成年年齢の定義が約140年ぶりに見直され、今年の4月1日より従前の20歳から18歳に改正されました。

成年年齢の引き下げによって、「18歳から「できること」が増えると同時に、「責任」も増えることになりませんが、いきなり大人としての責任を押し付けられるのも酷なことはありません。

今回の改正では、「若者の積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする」という目標がありますので、そのためには改正の意図を皆が理解し、「大人の始まり」の期間を社会全体でサポートする必要がありますと感じています。

（原）

### 議会だより 広報編集委員会

委員長	寺崎 太彦
副委員長	吉田 豊
委員	原 直弘
委員	大川 徹也
委員	鈴木 千春